

令和3年広島県議会6月定例会に提案された
教育委員会関係の議案に対する意見について

令和3年広島県議会6月定例会に教育委員会関係の議案を提案することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定によって知事から意見を求められ、教育長に対する権限委任規則（昭和53年広島県教育委員会規則第1号）第3条第1項の規定によって、同意する旨回答することについて臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めます。

令和3年7月9日

広島県教育委員会教育長 平川理恵

1 臨時に代理した理由

令和3年広島県議会6月定例会に提案された教育委員会関係の事案について、知事からの意見聴取に早急に回答する必要が生じたが、教育委員会会議を招集する暇がないと認め、教育長が臨時に代理したものである。

2 臨時に代理した事項

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案…………… P2～7

3 臨時代理年月日

令和3年6月24日

4 意見聴取の内容

別紙のとおり

5 根拠規定

(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

(2) 教育長に対する権限委任規則第3条

第3条 教育長は、第1条各号に掲げる事項について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する暇がないとき又は同会議が成立しないときは、当該事項を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事務の管理及び執行の状況を次の教育委員会の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

知事等の給与の特例に関する条例の一部改正について

1 要旨

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給与等の減額の特例措置を行うため、条例の一部改正を行った。

2 条例の内容

(1) 減額する期間

令和3年8月1日から令和3年11月28日（知事の任期末）まで

(2) 減額内容

【給料月額】

(円)

区分	給料月額	減額率	減額後の額
知事	1,389,000	△12%	1,222,320
副知事	1,091,000	△10%	981,900
教育長	810,000		729,000
病院事業の管理者	933,000		839,700
常勤の監査委員	760,000		684,000

※地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）を除く手当の額の算出の基礎となる給料の月額は減額前の額とする。

3 施行期日

令和3年8月1日から施行する。

令和3年6月24日

広島県知事様
(人事課)

広島県教育委員会
(総務課)



議案に対する意見聴取について(回答)

令和3年6月16日付けで意見を求められたこのことについては、同意します。

令和 3 年 6 月 16 日

広島県教育委員会 様

広島県知事
(人事課)

知事等の給与の特例に関する条例案等に関する意見について（照会）

このことについて、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

1 提出する条例案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案

2 議会への提出

令和3年広島県議会6月定例会

県第 号議案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和三年六月 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例案

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する
条例

知事等の給与の特例に関する条例（令和二年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額が、<u>令和三年八月一日から令和三年十一月二十八日まで</u>の間、以下「特例期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。</p> <p>2 略</p>	<p>1 知事、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員（次項において「知事等」という。）の給料月額が、<u>令和三年一月一日から令和三年六月三十日まで</u>の間、以下「特例期間」という。）において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。）第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事にあつてはその額に百分の十二を、副知事、教育長、病院事業の管理者、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和三年八月一日から施行する。

提案理由)

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、この条例案を提出する。

県第 号議案)

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大 事 課

一 改正の理由

現下の社会経済情勢及びこれを踏まえた県政運営状況を総合的に勘案し、知事等の給料等を減額する特例措置を行うため、必要な改正を行う。

二 改正の内容

1 次の知事等に支給する給料の月額を、次の割合に相当する額を減じた額とする。

区 分	割 合
一 知事	100分の22
二 副知事	100分の10
三 教育長	
四 病院事業の管理者	
五 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員	

2 特例措置の期間は、令和三年八月一日から令和三年十一月二十八日までとする。

三 施行期日

令和三年八月一日

四 根拠法令

地方自治法

第二百四条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第二十一条の二第一項第二号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣

手当を含む。)又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。